

人間総合科学大学 倫理審査委員会規程

制定日：平成17年 4月 1日 (理事長)
最新改定日：平成24年 5月 29日 (理事会)

(目的)

第1条 この規程は、人間総合科学大学(以下「本大学」という。)の教授、准教授、専任講師、助教、助手、非常勤講師、職員及び、大学院生、学部学生が行う人間および動物を直接対象とする研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表における留意事項及び手続きを定め、研究対象者及びその関係者の人間の尊厳及び人権を尊重するとともに、文献研究も含めた諸種の研究における倫理的配慮を図ることを目的とする。

(留意事項)

第2条 前条の研究を行う者は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次の各号に留意しなければならない。

(1) 人間を研究対象とする場合

- ①ヘルシンキ宣言の趣旨に則して研究を行うこと。
- ②対象者の人権を尊重すること。
- ③研究を行うに際して、対象者に不利益及び危険が生じないように十分配慮すること。

④研究期間中の試料の保管及び研究期間終了後の試料の廃棄等を厳格に行い、対象者の個人情報保護の確保に配慮すること。

⑤あらかじめ対象者等に研究の内容及び方法を説明し、理解を求めた上で、書面により同意(対象者が未成年の場合は、本人および保護者等の同意)を得ること。
なお、対象者が年少者または障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合にあっては、保護者等から書面により同意を得ること。

(2) 動物を研究対象とする場合

- ①飼育施設の整備，実験方法改良，施術技術の向上等を通じ，実験に伴う動物の苦痛やストレスを最小限に抑える。
- ②動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめる。
- ③動物実験に際して，下記の法律，指針に則して研究を行うこと。

ア「動物の愛護および管理に関する法律」(昭和48年法律第105号，平成11年改正)

イ「実験動物の飼養および保管等に関する基準」(昭和55年総理府告示第6号)

ウ「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)

エ「動物実験に関する指針」(昭和62年(社)日本実験動物学会)

(3) 文献研究も含めた諸種の研究の場合

- ①文献研究においては先行研究の有する著作権に十分配慮すること。
- ②アンケート・面接調査等においては、対象者等に内容及び方法を説明し、理解を求めた上で、同意を得ること。また、アンケートに応じないことで、不利益を被らないことも説明すること。そして、対象者の人権の尊重と個人情報の保護に留意すること。

2 研究の場が本大学以外の場合は、研究の開始に際して、あらかじめ使用研究機関の施設の倫理審査委員会及び施設長等の承認を得ること。

(倫理審査委員会の設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、本大学に人間総合科学大学倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、第2条の留意事項に基づき、この規程の対象となる事項に関し、定められた手続きを経た申請に対して、倫理的・社会的観点から審査するとともに、実施中の研究に関して本規程に反する事態が生じた場合には、当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究等に関して必要な意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人間総合科学大学の自然科学系の教員 若干名
- (2) 人間総合科学大学の人文・社会系の教員 若干名
- (3) 学外の有識者 若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項の委員は学長が任命する。

(委員長)

第6条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査の判定)

第8条 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員は、自己の申請に係わる審査に加わることはできない。
- 3 委員会は、必要に応じて申請者及び関係者に出席を求め、申請内容等に関する説明及び意見の聴取を行うことができる。
- 4 委員会の運営に関する事項については、出席者の過半数をもって決する。
- 5 委員会は、必要に応じて持ち回りによって審議を行うことができる。
- 6 委員会は、必要に応じて学部・学科や領域等によって部会を開催して審議を行うことができる。
- 7 審査の判定は、出席した委員の3分の2の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示を行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- 8 審査経過は記録として保存し、原則として議事要旨は公開されるものとする。ただし、委員会が特に非公開が適切と判断した場合には、この限りではない。
- 9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

(迅速審査)

第8条の2 委員会は、次に掲げるような軽微な審査の場合には迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- 1 研究計画の軽微な変更の審査
- 2 既に委員会において承認されている研究計画に準じた研究計画等の審査
- 3 共同研究等で既に主たる研究を行う機関において倫理審査に関する委員会の承認を受けた研究計画等の審査
- 4 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のもの）を超える危険を含まない研究計画等の審査

(専門委員会)

第9条 委員会に、専門の事項を調査検討するために、専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員は、委員長が委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員会委員の出席を求めて、調査検討事項の報告を受け、討議に参加させることができる。ただし、専門委員会委員は、審査の判定に加わることはできない。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会において知り得た個人に関する情報を、法令または裁判所の命令等正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後といえども同様とする。

(申請手続き及び判定の通知)

第11条 審査を受けようとする研究責任者は、倫理審査申請書(別紙様式第1号)に必要事項を記入の上、学長に申請しなければならない。ただし、研究責任者が学部学生の場合、審査の必要性に関しては当該学生の指導教員が判断するものとする。

2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。

3 委員長は、審査結果について速やかに学長に書面をもって報告するとともに、審査結果通知書(別紙様式第2号)により、研究責任者に通知するものとする。

(再審査)

第12条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

2 研究責任者は、審査結果に異議があるときは、学長に再審査を求めることができる。

(研究の検証)

第13条 委員会は、必要に応じて研究責任者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究において改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うことができる。

(研究計画の変更及び中止)

第14条 研究責任者は、研究計画等を変更あるいは中止するときは、研究計画変更申請書(別紙様式第3号)を学長に提出するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究上の倫理について必要な事項は、委員会の審議を経て学長が別に定める。

(細則)

第16条 この委員会の運営に関する細則は、別に定めることができる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃については、少なくとも3年ごとに見直すものとし、理事長が決定する。

附則

1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。